

# オランダのモデル租税条約(上)

## 研究ノート

東京大学助教授

増井良啓

ますい・よしひろ

## ジユリスト

1996.10.1 (No. 1098)

- 目次
- I 本稿のねらい——オランダの租税条約をとりあげることの意義
  - II オランダ税制の国際的側面
  - III オランダ・モデル租税条約(以下次号)
  - IV 仮説の提示——開放経済における「小国戦略」

I 本稿のねらい  
——オランダの租税条約を  
とりあげることの意義

国境を越える取引に対する課税(以下「国際課税」という)について論すると  
き、日本においてよく参照されてきたのは、米国のルールである。一種のモデルルールは、いくつかの納得のいく理由があつた。第一に、米国法における国際課税ルールは、一般的に活発な法形成過程を反映して、高度の発展をとげている。第二に、米国は大きな国内市場を有してお

り、第二次大戦直後には最大の資本輸出国として、近年は大口の資本輸入国として、世界経済の中で大きな位置を占めている。第三に、以上の二点と密接に関連することであるが、米国から発信される新しい考え方や政策は、日本を含む世界各国内におけるルール形成の上でも、またそれぞれの国内市場のアクターの利害に対しても、大きな影響力を有している。このように米国は、国際課税に関するルール形成を地球規模で主導する役割を果たしてきた。米国でさきがけて立法化され、その後各国に広まってきた国際課税ルールの例としては、①タックス・ハイブン対策税制(米国では一九六二年にサバーティFとして導入され、日本では一九七八年に導入された)、②移転価格税制(米国では一九二一年から存在する制度が一九八八年規則によって本格的に国際取引に対応する制度となり、日本では一九八六年に導入された)、③過少資本税制(米国では

自己資本と他人資本との区別に関する一般法理として長く議論されてきたものが一九八九年にearnings stripping ruleとして立法化され、日本では一九九一年導入された)、といったものがある。これらのルールの重要性にかんがみれば、これまで日本の法律家が米国における国際課税ルールの動向を追跡する努力をはらつてきたことは、当然といつてよいほどの理由があつた。そして、今後とも引き続き、米国のルールのゆくすえを正確に把握し、日本の企業・政府にとっての対応策を検討していくことが、必要である。

以上のように圧倒的ともいえる米国への関心と比較したとき、オランダについての関心は、高度な国際的タックス・プランニングに携わるごく少数の専門家を除いて、従来、必ずしも高くなかつた。これは、ある意味では、自然なことであつたともいえよう。オランダは、人口やGDPのうえでは、かなり小さな国であ

り、第一次大戦直後には最大の資本輸出国として、近年は大口の資本輸入国として、世界経済の中で大きな位置を占めている。第三に、以上の二点と密接に関連することであるが、米国から発信される新しい考え方や政策は、日本を含む世界各国内におけるルール形成の上でも、またそれぞれの国内市場のアクターの利害に対しても、大きな影響力を有している。このように米国は、国際課税に関するルール形成を地球規模で主導する役割を果たしてきた。米国でさきがけて立法化され、その後各国に広まってきた国際課税ルールの例としては、①タックス・ハイブン対策税制(米国では一九六二年にサバーティFとして導入され、日本では一九七八年に導入された)、②移転価格税制(米国では一九二一年から存在する制度が一九八六年規則によって本格的に国際取引に対応する制度となり、日本では一九八六年に導入された)、③過少資本税制(米国では

適用される制度となり、日本では一九八六年に導入された)、④過少資本税制(米国では

かけて導入してきたさまざまの制度が、オランダ国内法には欠落しているようさえ見える。たとえばオランダにはタックス・ハイブン対策税制は存在しない。過少資本税制も、その導入が一九九四年に検討されながら、結局は立法化されなかつた。移転価格税制についても、米国型の特別立法ではなく、同様の問題に対しても所得算定の一般法理によって対処している。制度配置の表層のみをみて、オランダの国際課税ルールはやや時代遅れではないか、といったしさが失礼な印象に誘われないわけでもない。

しかしながら、このような認識上の欠落状況は、急速に変わりつつある。オランダは今日、日本企業がEU域内に事業展開するための拠点として、おおいに用いられている。その有力な要因のひとつに租税の側面があることは、機敏な実務家の指摘により、だんだんと一般に知られるようになつてきた(1)。また、国際課税に関する研究がすすむにつれ、国際課税においてオランダの占める特別な地位が日本の研究者の中にもひらく認識されつつある。

こういった機運の中で、本稿では、オランダに特徴的な国際課税ルールを本格的に検討するための準備作業として、オ

ランダ税制の国際的側面に簡単に触れたのち、オランダ・モデル租税条約の意義と機能を検討することとしたい。以下に述べるところによつて、通商に力点をおく小国特有の戦略ともいべきものがうかびあがることを期待している。

筆者は、一九九五年五月から九月にかけて、アムステルダムで会社間取引課税の国際的侧面に関する研究に従事していた。そのさいに強く感じたのは、視点の移動によるめまいのような感覚であり、より具体的にはオランダからみたときの米国の国際課税ルールの局地性であった。その意味で、本稿は、国際課税ルールの多様性を認識するための一習作である。執筆にあたり、面談機会の設定から重要資料の収集、着想の批判的検討に至るまで、前オランダ政府二国間租税条約交渉担当官であり現IBFD研究主任であるWim Wijnen氏のお世話になった。記して感謝申し上げる。同氏の批判にもかかわらず本稿に残存するであろう誤りは、筆者に帰する。なお、オランダにおける国際課税の研究活動の拠点については、別稿で検討した<sup>(2)</sup>。本稿はその続編である。

(1) 増井良啓「株式会社と租税法」商事法務一四二八号一頁(一九九六)注二の文献参照。

## リスト

### II オランダ税制の国際的側面

モデル租税条約について述べるまえに、前提として、オランダ税制の国際的側面につき骨格を示しておく。

#### A 租税体系

産業化した国民経済の場合、国際競争において税収上の大きさからいと第三位に勝ち抜くためには、やたらに課税水準を低くすれば足りるというものではない。他方では巨大な安全保障サービスをはじめとして、政府が供給すべきであると国民の考える活動を、租税によってまことに重く課税し、企業課税に税収上多くを頼らない右のやり方は、理にかなっていないともいえる。ただし、EU統合に伴いで、税制のデザインとしては、一定量の租税収入の確保をにらみつつ、いかにして国際的企業活動を阻害しない中立的な制度を設けるか、また、いかにして垂直的公平の要請を実現するかといふところに、知恵のしづらどころが存することになる。

#### B 法人税制

オランダの法人税は、一見したところでは、とりわけ新奇な機軸を含んでいるようにはみえない<sup>(5)</sup>。

(i) 基本的な課税方式。会社の利益に

(2) 増井良啓「国際課税におけるオランダの地位」税研六三号五一頁(一九九五)。

一般税率は一七・五%であり、食料品および薬品に対してみるとめられており、税率ですら六%である。所得税としては、個人の各年度の所得に対し、必要経費控除および各種所得控除のか、三七・六五%、五〇%、六〇%の累進税率が適用される。その他、純資産税や相続税・贈与税が課される。

他方で、法人税の歳入上の地位は、日本と比較するとかなり低い。一九九四年度には、個人所得税および付加価値税について税収上の大きさからいと第三位であり、一六二億ギルダー、中央政府税収の一%である<sup>(4)</sup>。

いっぽんにヒトよりもカネのほうが逃げ足が速いことからすると、個人居住者に勝ち抜くためには、やたらに課税水準を低くすれば足りるというものではない。他方では巨大な安全保障サービスをはじめとして、政府が供給すべきであると国民の考える活動を、租税によってまことに重く課税し、企業課税に税収上多くを頼らない右のやり方は、理にかなっていないともいえる。ただし、EU統合に伴いで、税制のデザインとしては、一定量の租税収入の確保をにらみつつ、いかにして国際的企業活動を阻害しない中立的な制度を設けるか、また、いかにして垂直的公平の要請を実現するかといふところに、知恵のしづらどころが存することになる。

#### (iii) 企業グループの課税。完全子会社

この関連で注意しておきたいのは、オランダの税金は、オランダに居住する個人をとつてみる限り、必ずしも安くはないということである<sup>(3)</sup>。付加価値税のみが利用することができる。

対して法人税がかかり、株主の受け取る配当に對して所得税がかかる。株主には、会社の納付した法人税額に相当する税額控除は与えられない。いわゆる classical systemである。これは、多くのEU加盟国がインピュテーション方式による所得税と法人税との部分的統合を実施するに至っていることと対照的である。

#### (ii) 課税ベースと税率。

一方で、オランダ法人に對しては、全世界所得を課税ベースとして、はじめの一〇万ギルダーに勝ち抜くためには、やたらに課税水準を低くすれば足りるといふものではない。他方では巨大な安全保障サービスをはじめとして、政府が供給すべきであると国民の考える活動を、租税によってまことに重く課税し、企業課税に税収上多くを頼らない右のやり方は、理にかなっていないともいえる。ただし、EU統合に伴いで、税制のデザインとしては、一定量の租税収入の確保をにらみつつ、いかにして国際的企業活動を阻害しない中立的な制度を設けるか、また、いかにして垂直的公平の要請を実現するかといふところに、知恵のしづらどころが存することになる。

#### (iv) 企業グループの課税。完全子会社

この関連で注意しておきたいのは、オランダの税金は、オランダに居住する個人をとつてみる限り、必ずしも安くはない

## リスト

1996.10.1 (No. 1098)

- (iv) 欠損金の繰戻は三年間、繰越控除は無期限に認められている。

(v) オランダ国内法上の国際的二重課税排除措置もまた、他のOECD加盟国にも例のある国外所得免税方式を採用しているという点で、必ずしも特別なところはない(6)。前述のようにオランダ法人は全世界所得に対して課税される。それは典型的な例として、その法人が外国の恒久的施設を通じて所得を得ておるの所得に対して当該外国において法人税が課される場合には、国際的二重課税が生ずる。このような国際的二重課税を排除するために、オランダは、数々の租税条約を締結している。そのような条約上の排除措置が働くかしないときには、オランダ国内法上の一方的二重課税排除措置が機能することとなる。そのしくみはいわゆる「比例的税額控除法」というものであり、ここで詳述は避けるが、累進性を留保した国外所得免税方式をとっていることと同じ結果をもたらす。この方式は、国外源泉の事業所得および不動産所得に対して適用される。この方式が適用されない場合には、外国税額の損金算入措置が用意されている。

## C 國際的側面の特徴

このように、法人税制自体について、

必らしも田新しいしくみが備わっているわけではないようにもみえる。しかしながら、国際的側面についてさらに検討すれば、いくつかの興味ある措置を発見する。

オランダ法人税制の国際的側面を特徴づける最も重要な要素としては、①法人の受取配当益金不算入、②条約ネットワークによる源泉税率の軽減、③アーバンス・ルーリングの三点をあげることができよう。

## ① 受取配当益金不算入制度

親会社が子会社から配当を受け取ったり、あるいは子会社の株式を売却して利益をあげても、子会社の株式を5%以上保有している場合には、その受取配当なし株式売却益は益金に算入されない。この益金不算入の制度は、次の要件を満たしていれば、配当を支払う子会社が外国法人である場合にも適用される。

・株式が単なるポートフォリオ投資として保有されているものでない。CINの原則を達成しようと努めている。

## ② 源泉税率の軽減

この制度は、一般的に、国際的な企業グループの本部業務を司る親会社や、諸外国に多数の製造・販売会社を有する中間的持株会社に対しても適用される。このことが、次に述べる源泉税率の軽減と

あいまって、多国籍企業の本部会社や持株会社がオランダに多く存在するひとつの理由であるといわれる。

## この益金不算入制度のひとつねらい

は、オランダ親会社が外国子会社から配当を受け取っても、オランダの法人税がかからないようになることにある。たとえば、いま仮にこの制度の適用要件をみたるものとして、オランダ親会社が、日本子会社から配当を受け取ったものとす

る。このとき、当該配当は日本での法人税の税引き後利益から支払われているから、日本では課税済である。そして、オランダ法人税の計算上益金に算入されないから、結局、日本でのみ課税を受けたという結果になる。従ってこの場合、オランダ親会社としては、日本に対する直接投資に関して、日本の投資家と同じ競争条件にさらされたということになる。

すなわちこの制度は、いわゆる資本輸入中立性 (capital import neutrality) の原則を達成しようと努めているのである。

オランダの国内市场は小さく、他方オランダにとっての国外市場は大きい。そこで、オランダ政府は、財および資本の国際的移動に対する障壁をできるかぎり除去しようとする政策をとっている。こ

の政策の最も顕著な現れが、二国間租税条約の締結による配当・利子・使用料に対する源泉税率の軽減である。

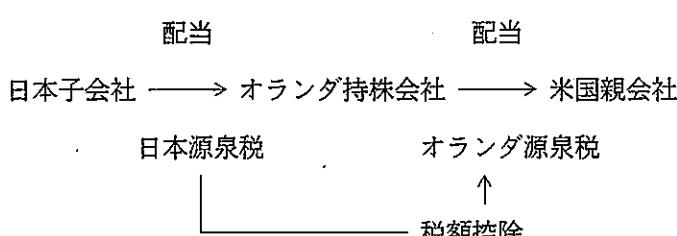
## (1) 配当

オランダは現在五一の租税条約を締結している。条約例は、二五%以上の資本参加の要件を満たす外国法人に対する配当支払いについて、配当にかかる源泉税率を一〇%、五%あるいは〇%に軽減している。

オランダが配当にかかる源泉税の廃棄を相手国に要求するのは、オランダが受取配当益金不算入制度をとっていることに関係している。というのも、①で述べたように、オランダ親会社が日本子会社から配当を受け取っても、その配当はオランダ親会社にかかるオランダ法人税の算定上、益金に算入されない。そのうらはらをなすこととして、当該配当にかかる日本源泉税は、オランダ法人税の算定上税額控除の対象とならない。つまり配当にかかる源泉税については、受取配当が源泉税額分だけ減るという意味で直接にはオランダ親会社のキャッシュ・フローを減少させたことになる。もしその減少分をみこんで支払配当の金額を調節していたとすれば、影響は日本子会社にも及んでいる。さらに、そのような源泉税の存在をあらかじめ織り込んでオラン

ダ親会社が日本市場に対する投資を行つた場合には、そもそも投資活動自体が租税のために影響を受けていたという事になる。この状態が資本の国際的移動を阻害するとみて、このような阻害効果を軽減するために、オランダ政府は、会社間配当について源泉税を廃棄すべきであるとしているのである。

もうとも、この外国源泉税の税額控除については、一九九五年一月一日以降、次の措置がとられることとなつた(7)。



相手国が源泉税廃棄の要求に応じない場合、税額控除が全く不可能であるという。では、多国籍企業にとって持株会社を殺されないという現実を前にして、オランダ政府の側で一定の税収上の譲歩をなすことによって、隣国との間での持株会社の誘致競争を有利に展開することにある。もともと配当にかかる外国源泉税がからなければこのような譲歩をおこなう必要はないのであるから、源泉税がオランダ法人税の算定上税額控除されないのは、従来と同様である。しかし、オランダ持株会社がその米国親会社に対してさらに配当を支払う時点で、その配当にかかるオランダ源泉税に対して税額控除が認められる(国参照)。税額控除の金額は、オランダ会社の受取配当金額の三%を上限として、支払配当金額の三%とされている。この税額控除を得るために、次の条件を満たす必要がある。

- ・ 外国子会社が、オランダと租税条約を締結した国の居住者であること。
- ・ オランダ持株会社が当該外国子会社の株式を二五%以上保有していること。
- ・ 外国子会社が租税条約の規定に応じて五%以上の源泉税を納付したこと。
- ・ 外国子会社から受け取った配当がオランダ法人税の算定上益金に算入されていないこと。

合、税額控除が全く不可能であるというのでは、多国籍企業にとって持株会社を殺されてしまう。そこで、オランダ法人の支払配当にかかるオランダ源泉税と相殺する形で、限定的に外国源泉税の税額控除をみとめられた。たとえば、日本子会社からオランダ持株会社に対し配当が支払われた場合、日本の源泉税がオランダ法人税の算定上税額控除されないのは、従来と同様である。しかし、オランダ持株会社がその米国親会社の源泉税廃棄というオランダ政府の要求自体はこの措置によつて変更されないのである。

### (2) 利子・使用料

利子および使用料については、オランダ自身国内法上すでに源泉税を廃棄しており、条約交渉において相手国に対しても源泉税率の可及的軽減を要求することが多い。

そのためには、次の条件を満たす必要がある。

- ・ 外国子会社が、オランダと租税条約を締結した国の居住者であること。
- ・ オランダ持株会社が当該外国子会社の株式を二五%以上保有していること。
- ・ 外国子会社が租税条約の規定に応じて五%以上の源泉税を納付したこと。
- ・ 外国子会社から受け取った配当がオランダ法人税の算定上益金に算入されていないこと。

この新しい措置の狙いは、多くの租税条約において配当にかかる源泉税が廃棄されないという現実を前にして、オランダ政府の側で一定の税収上の譲歩をなすことによって、隣国との間での持株会社の誘致競争を有利に展開することにある。もともと配当にかかる外国源泉税がからなければこののような譲歩をおこなう必要はないのであるから、源泉税がオランダ法人税の算定上税額控除されないのは、従来と同様である。しかし、オランダ持株会社がその米国親会社の源泉税廃棄というオランダ政府の要求自体はこの措置によつて変更されないのである。

合、税額控除が全く不可能であるというのでは、多国籍企業にとって持株会社を殺されてしまう。そこで、オランダ法人の支払配当にかかるオランダ源泉税と相殺されないことがありうる、といふのである。

また、使用料についても、使用料をオランダ法人が受け取る場合を想定しつつ同様の理屈が用いられる。つまり、現代の企業活動にとって研究開発にかかる費用は巨大であるため、ネットでみた場合の使用料にかかる収益率は一般的にいつて低くなっている、それにもかかわらず、グロスの金額でみた使用料に對して高率の源泉税をかけられると税額控除が不可能になってしまふ、というのである。

右のような理屈は結局、グロスの利子・使用料に対する高額の源泉税が、国際的資本移動に阻害効果を与えるということをいいかえたものである。

### (3) アドバンス・ルーリング

アドバンス・ルーリングは、事業上の意思決定に確實性を与える重要な制度である。この制度は、納稅者の取引上のプロセスがどのように租税上扱われるかについて、租税官厅からの確認を得ることを可能にするものであり、オランダに於いてながら用いられてきた(8)。従来は次の五種類の標準的な事項についてルーリングが発せられてきた。すなわち、

- ・ オランダ持株会社の受取配当が益金

## リスト

オランダのモデル租税条約(上)

1996. 10. 1 (No. 1098)

不算入制度の適用を取るかどうか。

- ・オランダ金融会社の収受する利子が独立企業間価格の条件を満たしているかどうか。
- ・オランダ金融会社の外国における恒久的施設に帰属すべき外国源泉所得の範囲。

・オランダ子会社が外国親会社の有する特許権をサブ・ライセンスする場合の適正使用料金額の認定。

・多国籍企業の本部業務にかかる適正経費の額の原価加算法による認定。

これららの標準的案件は、はからずも、多国籍企業グループのオランダにおける活動のありさまを示してくる。多種多様な取引に持株会社を介在せたり、あるいは、グループとしての金融機能を果たす会社をおいたり、知的財産権にかかる収益を一手にまとめたり、企業グループ全体の統括・企画業務をつかむる本部を設立するにあたって、オランダが選ばれるのである。多国籍企業の行動を観察するには統計資料を用いた実証研究に待つしかなく、本稿はそのような検討を意図するものではない。けれども、以上からは多国籍企業にとってのオランダの重要性を垣間見るところである。

といふ点で、一九九五年一月一七日、オランダ大蔵省は「ルーリング発布政策の

概要 (Hoofdlijnen van het Rulingbeleid)」

を公表し、この制度をめぐる拡大化をとらした(ア)。新方針によれば、新たに次の二種類の事項が標準ルーリングとして付け加えられた。すなわち、

- ・株主から法人に対する經濟的価値の移転が仮装資本出資と認定されるか。
- ・国際企業グループがオランダ内やマーケティング活動を極めて多くの場合の販売価格法による独立企業間価格の認定。

新方針の下ではあるが、国際取引に対するオランダ租税法の適用案件に関しては原則としてルーリングを発する

こととなる。発布対象を一般的に広げたところの意味で、これをオーナー・シッピング・ルーリングと標準的な案件に

案件に関するルーリングを得るといふ。外國投資家にとって可能になつたのを致するための施策がとられたあだねのふじやね。

- (ア) ホトトク標準 | 税法 | ニュース  
IBFD, European Tax Handbook, 325-340, 1995; Gerrit te Spenke and A. Peter Lier, Taxation in the Netherlands, Kluwer, 1992; Ruud A. Sommerhalder, Comparing Individual Income Tax Reforms: A Dutch Perspective, 1996.

(イ) Kam, The Tax System of the Netherlands, 9 Tax Notes International, 903; at 905, September 19, 1994. OHCの判決への出典へードゼ Messere, Taxation in ten industrialized countries over the last decade: an overview, Tax Notes International 512, August 21, 1995. (ウ) Boekhorst, The taxation of companies in the Netherlands, IBFD, The taxation of companies in Europe, 1994; Pit and Verrips, New tax incen-

tives enhance Netherlands as international investment location, 6 Journal of International taxation 217, 1995.

- (エ) 構造化の國際化と課税規制撤廃の小松井昭、田代英輔著 | 大判 (一九九一)  
(ヘ) Brood, Dutch credit for foreign withholding, International Tax Review, 20, June 1995.

(オ) Timmermans, Perspective of the Netherlands, IFA, Advance Ruling: Practice and Legality, 45, 1994; Burgman, Corporation tax in the Netherlands: the institution of the advance ruling, Intertax, 1988/10, 297.

(カ) Theodoor Huiskes, Rulings Policy Revised, European Taxation, 237, July 1995.

(ア) ホトトク標準 | 税法 | ニュース  
IBFD, European Tax Handbook, 325-340, 1995; Gerrit te Spenke and A. Peter Lier, Taxation in the Netherlands, Kluwer, 1992; Ruud A. Sommerhalder, Comparing Individual Income Tax Reforms: A Dutch Perspective, 1996.

(イ) Kam, The Tax System of the Netherlands, 9 Tax Notes International, 903; at 905, September 19, 1994. OHCの判決への出典へードゼ Messere, Taxation in ten industrialized countries over the last decade: an overview, Tax Notes International 512, August 21, 1995. (ウ) Boekhorst, The taxation of companies in the Netherlands, IBFD, The taxation of companies in Europe, 1994; Pit and Verrips, New tax incen-





## リスト

1996.10.15 (No. 1099)

ラ・ンダ親会社にとって追加的な負担である。そこで、オランダ政府は、親子会社間配当について源泉税の廃棄を求める。もし相手国が源泉税を廃棄しない場合、オランダとしても相手国と同率の源泉税を盛り込むことにしている。その理由は、外国親会社がオランダ子会社から受け取る配当のほうがオランダ親会社が外国子会社から受け取る配当よりも有利に扱われることを防ぎたいこと、および、このような場合オランダ企業は何の利益も受けていないからオランダ政府が税収を犠牲にする理由がないこと、である。

・支店税。国によつては、外国企業の支店からの本国への送金に対して、あたかも子会社から外国親会社に配当がなされたかのごとく扱い、源泉税を課するものがある。支店の形態をとる投資と子会社設立による投資とを同様に扱うためである。これをさらに一步進め、送金の有無にかかわらず支店利益に対する源泉税を課する国もある。これらの国々は、条約上もこのようないわゆる支店税を相手国に承認させようとするのが通例である。オランダ政府は、各国による右のとき支店税の導入を憂慮する。租税条約の下で支店税の不適用を明示すべきであり、それが不可能な場合でも、税率をできるだけ軽減しました課税ベースを本部への実際の送金額に限定すべきである。

・利子および使用料。源泉税の廃棄なし可及的軽減を求める。もし使用料について相手国が高い税率の軽減を拒否する場合、オランダ側としては使用料の定義ができるだけ限定的なものにしようと試みる。

・みなし外国税額控除。発展途上国が租税誘因措置として特定産業ないし特定地域について利子・配当の源泉税率を軽減する場合、通例オランダはみなし外国税額控除を租税条約上認めて試みる。

・過少資本。固定比率によって過少資本か否かを判定するべきではない。相手

国との過少資本税制の適用に伴つてオランダが調整をしなければならないような条項を、オランダ政府は拒否する。オランダ側としてできることは、負債が真正なものであるかどうかの認定について相手国と協議することである。この認定にあたってはオランダの判例を指針とする。

(3) 国境を越える通勤者

・人的控除等。外国で働く者の給与所得に関する基本的なルールとしては、勤務が一定期間を超えると勤務地国において課税される。そして、納税者の居住地

おり、他方で、納税者が当該給与所得のみを稼得している場合には居住地国としても調整の余地がない。結果として、当該納税者は、相手国に居住し働く同僚に比べると、オランダ居住者であるために不利な扱いをうけることになってしまふ。そこで、条約では、居住地国に排他的課税管轄権を与えるべきである。もしこれが不可能である場合には、オランダ政府としては、勤務地国に対して限定的な課税管轄権を与える用意がある。以上は、オランダが国境を接するベルギーとドイツについて特に問題となる点である。

(4) 特殊な労働所得

・学生。相手国の居住者から受け取る奨学金は、原則として非課税とされる。教育を受けている国における他の所得に對しては、この非課税措置を適用すべきではない。

(5) 退職年金

・私的年金と公的年金。一般に、私的年金については受給者の居住地国でのみ課税され、公的年金については年金支払地国においてもまた課税される。ところで、政府から民間に転職したり、民間企業から政府の職を得る場合、オランダの制度が将来改正されれば、転職前の年金制度の下での受給権が転職後の新しい雇用者に対しても存続することとなる(この「租税条約締結の一般方針」がだされた一九八八年当時には現実にはそうではなかった)しかし、受け取った年金のうちどの部分が民間での雇用に対応しどの部分が政府での雇用に対応するかを判定することは不可能である。そこで、私的年金と公的年金とで共通のルールを設け、源泉地国および居住地国双方に課税管轄権を与える

つづ源泉地国で課された租税に対する居住地国が救済を与えることに対するべきである。

・一時金支払い。オランダ所得税法上、適格退職年金に対する掛金は所得算定上控除され、受取額は全額課税される。一括払いの年金を受け取る場合には特別の税率が適用されるが、その税率は少なくとも100%以上である。ところで、オランダの締結した租税条約の多くは、年金受取人の居住する国に排他的課税管轄権を与えている。そして、条約の相手国のいくつかは、一時金の形で受け取る年金については全く課税しないか、きわめて低税率でしか課税していない。

そこで、実際に、オランダの居住者が租税回避目的で外国に移住し、その国の居住者として年金を一括払いを受け取ったのち、あらためてオランダに戻るという事例が発生した。これを防ぐために、オランダ政府は、このような場合には条約の退職年金条項が適用されない旨主張した。けれども、オランダ最高裁判所は、ほとんどの事案において、一括して支払われても退職年金条項が適用され、居住地国でないオランダには課税管轄権がない、という判断を下した。このような事情が存するため、右の一時金についてはオランダに課税管轄権がある旨の特則をおくべきである。

## リスト

・掛金の控除。条約の相手国の国内法上、年金の掛金は当該相手国の年金基金定上控除され、受取額は全額課税される。一括払いの年金を受け取る場合には特別の税率が適用されるが、その税率は少なくとも100%以上である。ところ

で、オランダの年金基金や保険会社に対して支払われる場合にのみ控除可能とされている場合がある。こ

の場合、オランダ政府としては、オランダの年金基金や保険会社に対して支払われた掛金もまた控除可能にすべきであると相手国に要求する。

・社会保障給付。租税条約中に特に別段の定めがなければ、社会保障給付は「その他所得」として扱われ、受給者の居住する国で課税されることになる。しかし、社会保障給付が公的年金と一定程度類似する面をもつことにかんがみると、源泉地国においてもまた課税できるようになることが望ましい。

### (6) その他所得

・範囲。租税条約の他の条項にあってはまらない所得については「その他所得」条項が適用され、受取人の居住する国に排他的課税管轄権が与えられるのが一般的である。これに対して、国連モデル条約の規定では、源泉地国で生ずる所得について居住地国が二重課税救済措置を講じて居地国が課税でき、その租税に対して年100%の税率で課税している。課税ベースは、オランダおよび外国に所在する資産の価値から債務を減じなければならないとしている。このような方式をオランダが受け入れるか否かは、所得類型に関する他の条項がどれほど詳細であるかによる。条約規定が詳細であればあるほど「その他所得」条項の

意義は小さくなるところ、その意義が十分小さい場合にはオランダ政府としても国連モデル型のやり方を採用することがありうる。

### (7) 二重課税の防止

・外国税額控除の適用範囲。二重課税の排除に関する租税条約の条項は、通常一方の締約国の居住者が他方の締約国の源泉から得る所得について、税額算定上いかなる救済方法が用いられるかを示している。この点、オランダは、事業所得について「比例的税額控除法」(これが「累進性を留保した国外所得免税方式」と結果的に同じことについては、II-Bで先述した)、配当・利子・使用料について外国税額控除方式をとっている。オランダ政府はまた、芸能人の外国源泉所得や、年金の一括払いや、株式譲渡にかかるキャピタル・ゲイン税に対しても、外国税額控除方式を適用したいと考えている。

・純資産税。オランダは、個人所得税を補完するものとして、個人の純資産に対する年100%の税率で課税している。課税ベースは、オランダおよび外国に所在する資産の価値から債務を減じたものである。オランダの国内法および多くの租税条約では、一定の要件をみたすと詳細であるかによる。条約規定が詳細であればあるほど「その他所得」条項の

意義は小さくなるところ、その意義が十分小さい場合にはオランダ政府としても国連モデル型のやり方を採用することがありうる。

・掛金の控除。条約の相手国の国内法上、年金の掛金は当該相手国の年金基金や保険会社に対して支払われる場合にのみ控除可能とされている場合がある。こ

の場合、オランダ政府としては、オランダの年金基金や保険会社に対して支払われた掛金もまた控除可能にすべきであると相手国に要求する。

・社会保障給付。租税条約中に特に別段の定めがなければ、社会保障給付は「その他所得」として扱われ、受給者の居住する国で課税されることになる。しかし、社会保障給付が公的年金と一定程度類似する面をもつことにかんがみると、源泉地国においてもまた課税できるようになることが望ましい。

・範囲。租税条約の他の条項にあってはまらない所得については「その他所得」条項が適用され、受取人の居住する国に排他的課税管轄権が与えられるのが一般的である。これに対して、国連モデル条約の規定では、源泉地国で生ずる所得について居住地国が二重課税救済措置を講じて居地国が課税でき、その租税に対して年100%の税率で課税している。課税ベースは、オランダおよび外国に所在する資産の価値から債務を減じたものである。オランダの国内法および多くの租税条約では、一定の要件をみたすことによって減少しても、本国において外税額控除が減少することによって相殺されてしまうからである。そこで、オランダ政府は、相手国に対して、WIRプレミアムの効果を無視して外国税額控除を認めるよう働きかけている。(これはみなしおれに外税額控除に他ならない。オランダはみなし外税額控除を認知する方針をとっているから、その意味では一貫性があるといえよう。みよ。(2))。

・石油会社の特別税。オランダ大陸棚法」によつて二重課税排除をはかつて

1996.10.15 (No. 1099)

で石油や天然ガスを採掘する会社には、七〇%ないし五〇%の生産利潤税を課している。この租税は法人税とともに課されるが、その税額算定上法人税額を控除することができる。オランダ政府は、租税条約の相手国が、この特別税を二重課税排除措置の対象となる租税に含めることを望む。

## (8)情報交換

・一九八六年法。一九八六年にオランダ国内法上、相互協力および租税条約に関するEEC指令に対応して、情報交換の根拠法が導入された。オランダ政府にとってOECDガイドラインの情報交換に関する規定は有益な指針とされてい

る。

## (3)文書の意義

「租税条約締結の一般方針」は、平易な表現によって比較的簡潔にオランダの政策をまとめたものである。これを一読すれば、通商に力点をおく小さな産業国として租税条約がいかなる機能をもつものとして理解されているかがわかる。その意味で、オランダの租税条約について論ずる場合の出発点とすべき重要な文書である。

この文書はまた、OECDモデルにおいて規定されていない点についても、さまざまな新しい論点を提供している。たとえば、勤労性所得の稼得者が国境を越

えて勤務する場合については、オランダの国際性を反映して、かなり細かな事例の蓄積が背後にあるようである。四方を海に囲まれた日本にとっては、オランダにおける程度まで人的移動が激しくなることは、近い将来には想像しにくい。しかし、程度の差こそあれ、資本だけでなく労働が国境を越えはじめる時代は、日本にとってもすでに到来しつつある。その意味で、出国による二重課税や租税回避、年金制度との関係、資産税の分野における調整といった議論は、問題点の先取りとして参考になる。

## B 法形成過程における立法府の役割

このような公式の文書が作成された背景は何か。一般的には、租税条約の増加および企業活動の国際化の進展とともに、租税条約に関する基本的な情報が必要となってきたことがあげられる。しかしながら、より直接には、次のような事情が指摘されている(1)。一方では、新規に締結した租税条約に付属する説明文書があまりに簡潔であって、条約適用の具体的な意味で、オランダの租税条約について論ずる場合の出発点とすべき重要な文書である。

このように簡潔な説明文書があまりに簡潔であって、条約適用の具体的な意味がない。そこに添付された蘭モデル条約についても、あくまで交渉の出発点として用いるだけであり、個別の交渉案件に応じてさまざまな修正が加えられる。したがって、この文書は、政府の条約交渉権限を議会が牽制する道具としては、強制的な効果がない。

しかしながら、このような文書が公開されると、議員によつて検討されたといふことは、実質的にみて、条約による法形成に対する立法府の関与の度合いを高める意味があった。多くの国においてそうでもうな中で、一九八六年に大蔵政務次官と議会との間で協議がなされ、条約の形成過程において議会がより深く関与できるよう、下院予算委員会から大蔵政務次官に対して条約締結方針についての文書を提出するよう求めた。「租税条約締結の一般方針」は、このような経緯をへて作成されたのである。

このように、条約の内容について後から追認を与えるにすぎなくなり、条約の内容に対する民主的統制に欠けるのではないか、という疑問が生ずる(12)。日本と同じようにオランダでも、租税条約の効力が国内法の範囲内においては議会の同意を得ておれば、同六月に政府から回答がなされた。それ以後は、政府と議会との間のやりとりはその後も継続し、同年一〇月そして一九八九年三月にはまた、国際的二重課税の排除に関する一九六五年政令が改訂された。

「租税条約締結の一般方針」は特にそれ自身で法的な効力を有するものではない。そこに添付された蘭モデル条約についても、あくまで交渉の出発点として用いるだけであり、個別の交渉案件に応じてさまざまな修正が加えられる。したがって、この文書は、政府の条約交渉権限を議会が牽制する道具としては、強制的な効果がない。

しかしながら、このように文書が公開されると、議員によつて検討されたといふことは、実質的にみて、条約による法形成に対する立法府の関与の度合いを高める意味があった。多くの国においてそうでもうな中で、一九八六年に大蔵政務次官と議会との間で協議がなされ、条約の形成過程において議会がより深く関与できるよう、下院予算委員会から大蔵政務次官に対して条約締結方針についての文書を提出するよう求めた。「租税条約締結の一般方針」は、このような経緯をへて作成されたのである。

このように、条約の内容について後から追認を与えるにすぎなくなり、条約の内容に対する民主的統制に欠けるのではないか、という疑問が生ずる(12)。日本と同じようにオランダでも、租税条約の効力が国内法の範囲内においては議会の同意を得ておれば、同六月に政府から回答がなされた。それ以後は、政府と議会との間のやりとりはその後も継続し、同年一〇月そして一九八九年三月にはまた、国際的二重課税の排除に関する一九六五年政令が改訂された。

「租税条約締結の一般方針」は特にそれ自身で法的な効力を有するものではない。そこに添付された蘭モデル条約についても、あくまで交渉の出発点として用いるだけであり、個別の交渉案件に応じてさまざまな修正が加えられる。したがって、この文書は、政府の条約交渉権限を議会が牽制する道具としては、強制的な効果がない。

しかしながら、このように文書が公開されると、議員によつて検討されたといふことは、実質的にみて、条約による法形成に対する立法府の関与の度合いを高める意味があった。多くの国においてそうでもうな中で、一九八六年に大蔵政務次官と議会との間で協議がなされ、条約の形成過程において議会がより深く関与できるよう、下院予算委員会から大蔵政務次官に対して条約締結方針についての文書を提出するよう求めた。「租税条約締結の一般方針」は、このような経緯をへて作成されたのである。



## リスト

1996.10.15 (No.1099)

締約国の要請に基いて、当該事件を仲裁に付託であるかのうつてある。この条項はEUにおける展開を受けて挿入された。この規定もEUモデルには存在しない。

・徴収共助。<sup>レガリティ</sup>EUモデルの中には存在しないのが、締結国間の徴収共助に関する規定である。蘭モデル条約一九条一項は、徴収共助の対象が蘭モデル条約の適用のある租税およびそれに関する加算税であるとしている。同二項は、一方の締約国は他方の締約国の要請により自らの国内法に従って徴収をしならぬかかる徴収は一方の締約国において優先的地位をもたなず、債務者において優先的地位をもたなず、債務者の取監によって徴収することができない旨、要請を受けた締約国には要請をなした締約国の国内法に存在しない措置をとる義務がないと定める。その他、同条においては、真正な債務名義の存在の要件、遺産にかかる特則、締約国が要請にこたえなくてもよい場合、要請に必要な書面、通貨換算の方法等について詳細な規定をおいている。

・事業所得と準備的活動。オランダの会社が外国に恒久的施設を置いて事業を営んでいる場合、その外国が、オランダで行われた準備的活動を考慮するといふ点で受取金額全体に課税するといふがある。しかしながら、事業所得は実際

に活動がなされた国において課税すべきであるといふ原則に反する。そこで、蘭モデル条約の議定書では、同条約七条に記載された英語による翻訳として、van Waardenburg, The Netherlands: Tax Treaty Policy, 28 European Taxation 108, 1988 があれ、次の叙述にあたっては、冉山の参考した。なお、一九八八年の藍本でオランダが締結してした実定租税条約との比較として Lyons and van Waardenburg, Some Aspects of the International Tax Treaty Strategy of the Netherlands, 42 Bulletin for International Fiscal Documentation 374, 1988 蘭モデルの構造をほぼ忠実に踏襲し、所得の源泉地国よりも居住地国に支払われる源泉税を低率に抑え、手厚く課税権を分配していく。そのため、利子・使用料にかかる源泉税を廃棄し、配当にかかる源泉税率を低率に抑えている。また事業所得及び一般的、永久的施設に帰属する所得の範囲を限定的に解している。

より細かな点では、国際的に開放的なオランダの状況にそくした規定も盛り込まれている。たとえば、出國に関する規定は、陸地続きで外国に接しているオランダに特有の問題であつた。また、相互協議における仲裁の利用を定める規定や、徴収共助についての詳細な規定は、

国際協力に対する積極的な政策のあらわれである。

なお、国外所得免税方式や法人の受取配当金不算入といった特徴について

(2) Notitie algemeen fiscaal verdragbeleid, Tweede Kamer, vergaderjaar 1987-1988, 20365, nrs. 1-2. ルの監視と並んで、オランダに課税権がある眞面目な英語による翻訳として、van Waardenburg, The Netherlands: Tax Treaty Policy, 28 European Taxation 108, 1988 があれ、次の叙述にあたっては、冉山の参考した。なお、一九八八年の藍本でオランダが締結してした実定租税条約との比較として Lyons and van Waardenburg, Some Aspects of the International Tax Treaty Strategy of the Netherlands, 42 Bulletin for International Fiscal Documentation 374, 1988 蘭モデルの構造をほぼ忠実に踏襲し、所得の源泉地国よりも居住地国に支払われる源泉税を低率に抑え、手厚く課税権を分配していく。そのため、利子・使用料にかかる源泉税を廃棄し、配当にかかる源泉税率を低率に抑えている。また事業所得及び一般的、永久的施設に帰属する所得の範囲を限定的に解している。

より細かな点では、国際的に開放的なオランダの状況にそくした規定も盛り込まれている。たとえば、出國に関する規定は、陸地続きで外国に接しているオランダに特有の問題であつた。また、相互協議における仲裁の利用を定める規定は、

Review 3-4, 1982.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。たとえば、出國に関する規定は、陸地続きで外国に接しているオランダに特有の問題であつた。また、相互協議における仲裁の利用を定める規定は、

International belastingrecht, II, B, 21, Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

(2) ルの場合は、筆者のインタビューリポート、Gam, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(2) ホルヘ憲法四大条。まだオランダは条約法に関するかゝる条約を締結していない。

つけた。この条約に含まれた複雑な便益制限条項の解説をふくめ、二つの政策のぶつかりあいを動態的にあとづける作業は、これから重要な研究課題として残っている。こういった基礎的な研究によつて、日蘭租税条約の解釈や、日本の国際租税政策のあり方について、新しい見方を提示できるのではないかと思われる。

もつとも、右の仮説が開放経済におけるオランダの租税政策のあり方の理解としてどの程度正しいか、その点を本格的に研究するには本稿のごとき小論のみでは不十分である。オランダのあり方は、資本の通り抜け基地という意味では、七つの海を帆船で渡つて財や銀貨を仲介しつついるようにもみえる。そのような政策が支持を受ける歴史的ないし政治的背景を知らずして、制度の表層のみを論じることは危険である。また、法執行のあり方として、一方では少ない法律条文と一般原則をアドホックに適用するやり方をとるようみて（その意味でも規律のこまかい米国との租税法とは対照的である）、他方で投資誘致に不可欠な透明性ないし開放性を確保しようとしている点が、どのように折り合っているのか。興味と疑問はつきない。そのような意味で、本稿は、将来の本格的な作業にむけた研究ノ

ートにとどまる。

さじて、補説として二点のべておきたい。第一点は、モデル条約の影響力についてである。本稿でみたオランダの例では、条約交渉の出発点となる「モデル租税条約」が議会との関係で事前の一般的承認を受けていた。この点は、前記Ⅲ Bでのべたように三権分立の観点から参考になるだけではない。というのは、実

定租税条約の交渉・締結・批准の過程における「モデル租税条約」の影響力といふより広範な論点をもふくんでいるからである。現在オランダは五〇を超える国と租税条約を締結しているところ、個別租税条約の構成や内容は相互に酷似している。このことは通常当然のこととして受け取られているが、相手国の税率が対象としつつオランダ語に依拠しないといふのは、通常の外国法研究のあり方からすれば、邪道である。しかしながら、二つの理由が、本稿のテーマについての英語を用いた検討を部分的に正当化する。第一に、租税条約の解釈においては、しばしば英語版が重要な役割を果たす。たとえば、日蘭租税条約について日本語、オランダ語および英語の各本文がある。日本語およびオランダ語の本文はひとしく正文であり、日蘭両国語の本文の解釈に相違がある場合には英語の本文によることとされている。また、一般的にいって、条約締結交渉や権限のある当局間の相互協議においては、英語を公用語としない国々の間であっても、英語を用いることが多い。オランダの租税条約ネットワークの検討において英語を使用言語としても許される第二の理由としては、オランダ社会における英語の通用度の高さをあげることができる。そもそも

よう。この現象を説明するには、OEC Dモデル条約や国連モデル条約の条約形成過程における影響力とともに、米蘭などいくつかの有力な国が自国の「モデル租税条約」を一貫して交渉の出発点としていることが、鍵になるのではないか。では、条約交渉の出発点となる「モデル租税条約」が議会との関係で事前の一般的承認を受けていた。この点は、前記Ⅲ Bでのべたように三権分立の観点から参考になるだけではない。というのは、実定租税条約の交渉・締結・批准の過程における「モデル租税条約」の影響力といふより広範な論点をもふくんでいるからである。現在オランダは五〇を超える国と租税条約を締結しているところ、個別租税条約の構成や内容は相互に酷似している。このことは通常当然のこととして受け取られているが、相手国の税率が対象としつつオランダ語に依拠しないといふのは、通常の外国法研究のあり方からすれば、邪道である。しかしながら、二つの理由が、本稿のテーマについての英語を用いた検討を部分的に正当化する。第一に、租税条約の解釈においては、しばしば英語版が重要な役割を果たす。たとえば、日蘭租税条約について日本語、オランダ語および英語の各本文がある。日本語およびオランダ語の本文はひとしく正文であり、日蘭両国語の本文の解釈に相違がある場合には英語の本文によることとされている。また、一般的にいって、条約締結交渉や権限のある当局間の相互協議においては、英語を公用語としない国々の間であっても、英語を用いることが多い。オランダの租税条約ネットワークの検討において英語を使用言語としても許される第二の理由としては、オランダ社会における英語の通用度の高さをあげることができる。そもそも

もオランダ語と英語とは近い関係にあり、またオランダの租税専門家は日常的に英語圏の人々と密接に交流している。その結果として、英語で書かれたオランダ税制に関する情報はかなり広範であり、かつ新しい。そしてその内容はオランダの専門家にも広く読まれている。この二つの理由から、本稿のようにいわば言語上の脇道をとおった検討にも、限定されたものとはいえ一定の存在意義が認められるものと考へる。国際課税における使引先の多様化と情報量の急速な増大とし用言語が英語に収斂していくという傾向は、望むと望まざるとにかかわらず、取予想される。二国間関係をはなれ多国間のフォーラムにていく場合には特にそくが問題となる。日本語で執筆された本稿は、そのままの形でオランダ等の租税専門家に読まれる可能性は小さく、ましてや批判にさらされる可能性はなおさら小さい。真の危険はむしろそちらにあることを自戒しつつ、筆をおくる。